

平成22年度 財団法人 秋田県長寿社会振興財団 事業計画

I 基本方針

当財団は、平成元年7月に設立され、創設22年目を迎える。

設立当初は、明るい長寿社会づくりを志向し、高齢者の生きがい健康づくりを実践する組織づくり、人づくり、気運づくりをめざし、健康・長寿に関する多様な事業を展開し、啓発普及に努めてきた。

その後、平成12年度には、介護保険制度が施行され、高齢期の現実の問題にどう対応するかという、介護問題をはじめとした幅広い高齢者の諸課題への対応が求められる時代となり、健康・生きがい事業の推進から、誰もがいずれ抱える介護問題がクローズアップされるなど、高齢者のニーズに合わせた事業展開に当財団もシフトの変更の必要性が求められた。

当財団では、高齢者の生きがいと健康づくり事業を推進するとともに、介護保険制度施行前の平成9年度には、介護実習・普及センターを県から受託運営し、介護に関する普及・啓発や研修を実施し、また平成10年度には、介護支援専門員実務研修受講試験・研修等の実施機関として県から指定を受け、介護保険制度の中核をなす介護支援専門員等の養成に力を入れてきた。

さらに平成18年度には、介護保険制度の理念にもある「利用者による介護サービスの選択(自己決定)」を現実のサービス利用において保障する仕組みとして、介護サービス情報の公表制度が施行されたが、当財団は、介護サービス情報公表センターとして県から指定を受け、利用者に適切な介護サービス情報を公表・提供するよう、その運営に当たってきた。

このような状況下で、生きがい健康づくりに関する多様化した高齢者のニーズの拡大に伴い、元気で活動的な高齢者の活力を活かした社会づくりは重要な課題であるとともに、一方においては、援護を要する高齢者やその家族に対する支援は、喫緊の課題となっている。

LL財団は、これらの課題に適切に対応するため、県民からの相談に迅速かつ丁寧に対応するとともに、介護従事者の研修、県民に対する介護の啓発、及び介護保険制度の円滑な運営のために、マンパワーの養成研修等の実施、介護サービスの情報の公表等を通じ、長寿社会をめぐる多様なニーズに的確に対応すべく事業展開を図るものとする。

また、県から新たに受託した「認知症コールセンター」の運営については、認知症に関する啓発・普及を図るとともに、昨年度から受託の「高齢者権利擁護等推進事業」とあわせて、利用者の立場にたった相談対応に努めることとし、適切な運営を図る。

さらには、公益法人制度改革等に対応し、公益財団法人への移行認定を目指すとともに、財団運営の適正化、効率化が図られるよう事業展開を行う。

Ⅱ 事業の基本的な柱

1. 法人の適正運営

(1) 会務の運営

- 理事会の開催
- 評議員会の開催
- 監事会の開催

(2) 公益財団法人への移行認定申請

- 最初の評議員の選定委員会の開催
- 公益財団法人への移行認定申請

2. 明るい長寿社会づくり推進機構事業の実施

- (1) 高齢者の生きがいと健康づくりに関する情報収集・提供
(情報誌による情報発信、ブログによる情報発信)
- (2) 高齢者の健康づくり及び創作活動等の推進
(全国健康福祉祭への派遣、スポーツ交流会(県北・県南は新規)の開催、福祉・文化の集いの開催)
- (3) 高齢者の社会参加活動の推進
(秋田LL大学園の開催、シニアボランティアの活動促進)
- (4) 高齢者の仲間づくり支援事業の実施
(県内高齢者グループ・サークル活動実態調査、グループ・サークルの紹介)

3. 高齢者総合相談センター（シルバー110番）運営事業の実施

- (1) 各種相談活動の実施（一般相談、専門相談、シルバー110番なんでも相談の実施）
- (2) 高齢者権利擁護等推進事業の実施
(定期相談会、事例検討会、研修会の開催)
- (3) 各相談機関との連携強化及び相談員等の研修の実施
(連絡会議の開催、相談員研修会の開催、高齢者虐待対応現任者研修会(新規)、各相談機関との連携)
- (4) 各種情報の収集・提供
- (5) 高齢者向け住宅改修の促進と福祉機器等の利用の啓発

4. 認知症コールセンター運営事業の実施(新規)

(コールセンター開設日 平成22年4月1日(木)、電話番号の周知、
相談日・相談時間 月曜日から土曜日 午前9時から午後5時まで)

5. 介護実習・普及センター運営事業の実施

- (1) 高齢者に関する介護知識・技術等普及促進事業の実施(各種講座の開催)
- (2) 介護保険サービス提供者等を対象にする研修事業の実施
(福祉用具・住宅改修研修、サービス提供責任者研修)
- (3) 別途委託・補助事業の実施
(高齢者介護予防推進事業、福祉・介護分野人材キャリアアップ研修等臨時対策事業)
- (4) 自主事業の実施
(認知症ケアの考え方と技術研修、生活支援技術研修)

6. 介護支援専門員養成事業の実施

- (1) 介護支援専門員実務研修受講試験の実施
- (2) 介護支援専門員実務研修、現任研修(基礎研修、専門研修Ⅰ・Ⅱ)等の実施
- (3) 主任介護支援専門員研修の実施
- (4) 介護支援専門員更新研修の実施
- (5) 介護支援専門員再研修の実施
- (6) 主任介護支援専門員フォローアップ研修の実施

7. 介護サービス情報公表センターの運営事業の実施

- (1) 指定介護サービス情報公表センターの運営
- (2) 「介護サービス情報の公表」制度施行支援事業の実施

8. シルバーサービス振興事業の実施

- (1) 介護保険セミナー・生きがいセミナー等の開催
- (2) シルバーサービス展の開催

Ⅲ 法人の適正運営

1. 理事会・評議員会の開催

寄附行為の定めるところにより、定例理事会・評議員会を年2回開催するほか、公益財団法人への移行認定申請の承認等、必要に応じて随時開催する。

定例理事会、評議員会 平成22年5月、平成23年3月

2. 監事会の開催

平成22年4月

3. 公益財団法人への移行認定申請

今年度中に、公益財団法人移行認定の申請を行い、より公益的な事業展開を進める。最初の評議員の選定委員会の開催（1回）

Ⅳ 明るい長寿社会づくり推進機構事業の実施 (県補助事業)

予算額 22,403千円

高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、県、市町村、関係機関・団体と連携し、高齢者の生きがい活動、スポーツ・健康づくり活動等を推進する組織づくりを図り、高齢者の社会参加活動の振興を図る。

1. 高齢者の生きがいと健康づくりに関する情報収集・提供

(1) 情報誌による高齢者向け情報の発信

秋田魁新報社が発行する生活情報誌「郷」を通じて、高齢者向けの総合的な情報を発信して、明るい長寿社会に向けての啓発・普及を図る。(年6回発行)

- ① LL財団に関する事業案内・事業報告
- ② 生きがい健康づくりに関する情報
- ③ シニアサークルに関する情報

(2) LL財団事業紹介等のホームページの運営

財団が開設しているホームページによる各種事業の紹介と参加者募集について、インターネットを活用した情報を発信する。

(3) ブログによる情報発信

インターネットのブログによる、生きがい健康づくり・仲間づくり情報を発信する。

2. 高齢者の健康づくり及び創作活動等の推進

(1) 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への派遣

高齢者の健康づくり及び生きがいの高揚を図ることを目的に開催される、「ねんりんピック石川2010」に参加者を派遣する。

- ・名称 第23回全国健康福祉祭石川大会
- ・期日 平成22年10月9日(土)～10月12日(火)
- ・会場 石川県下 10市3町
- ・派遣予定 150名
- ・参加種目（予定）
 - ①スポーツ交流大会（10種目）
卓球、テニス、ソフトテニス、ソフトボール、ゲートボール、ペタンク、ゴルフ、マラソン、弓道、剣道
 - ②ふれあいスポーツ交流大会（9種目）
グラウンド・ゴルフ、なぎなた、太極拳、ソフトバレーボール、サッカー、水泳、ダンス、ラグビーフットボール、マレットゴルフ
 - ③文化交流大会、美術展（6種目）
囲碁、将棋、俳句、かるた（百人一首）、健康マージャン、美術展
 - ④その他のイベント
シンポジウム、健康福祉機器展、ファッションショー、音楽文化祭、地域文化伝承館、ふれあい広場等の関連イベント
- ・会議等 選手選考委員会、担当者全国会議、選手結団式

(2) いきいき長寿あきた2010ねんりんピック～スポーツ交流会～の開催

高齢者を中心にスポーツイベント・文化イベントを通じて、高齢者の生きがいと健康づくりを高め、福祉に関する県民の意識啓発を促進するとともに、地域間、世代間の交流を図ることにより、明るく活力とうるおいのある長寿社会の実現をめざす。

- ・期日 平成22年9月11日(土) ソフトテニスは9月4日(土)
- ・会場 秋田市 秋田県立体育館、秋田県立武道館、八橋運動公園多目的グラウンド、中央公園テニスコート他
- ・実施種目（12種目）
卓球、テニス、ソフトテニス、ソフトボール、ゲートボール、ペタンク、弓道、剣道、グラウンドゴルフ、太極拳、囲碁、将棋
- ・参加選手 約1,200名

(3) いきいき長寿あきた2010ねんりんピック～（県北・県南）スポーツ交流会～の開催（新規）

- ・“スポーツ人口の裾野の拡大や、健康で豊かな生活の実現を目指す”とした「スポーツ立県あきた」宣言を受け、高齢者のスポーツへの参加機会を増やすため、県北・県南においても交流大会を開催する。

- ・期 日 平成22年10月下旬、平成23年2月上旬
- ・会 場 大仙市、大館市
- ・実施種目（6種目）
卓球、テニス、ソフトテニス、ゲートボール、ペタンク、グラウンド・ゴルフ
- ・参加選手 約500名

（4）いきいき長寿あきた2010ねんりんピック～福祉・文化の集い～の開催

- ・ シニアの方々の趣味創作活動やシニアグループの社会参加実践活動などを紹介したり、高齢者とのふれあいから世代間交流を図りながら、相互の理解を深めながら明るい長寿社会づくりへの啓発を目的とする。
- ・期 日 平成22年11月14日（日）
- ・会 場 中央シルバーエリア
- ・実施内容 いきいき講演会、シニアグループ活動発表

（5）いきいきシルバー美術展の開催

- ・ 高齢者の創作による、日本画、洋画、彫刻、工芸、書及び写真の作品を展示し、高齢者の文化活動を促進するとともに、ふれあいと生きがいつくりを推進する。
- ・期 日 平成22年11月12日（金）～14日（日）
- ・会 場 中央シルバーエリア

（6）おじいちゃん・おばあちゃんの絵画展

- ・ 祖父母、曾祖父母、近所のお年寄りがいきいきと活動している姿や子供との交流している姿など、「おじいちゃん・おばあちゃん」のテーマにふさわしい温かみを感じられる作品を募集し展示する。
- ・期 日 平成22年11月12日（金）～14日（日）
- ・会 場 中央シルバーエリア

3. 高齢者の社会参加活動の推進

（1）秋田LL大学園の開催

① 秋田LL大学園秋田会場の開催

- 学びながら仲間づくりができる入門講座として実施する。
- ・開催期間 6月～12月（毎月1～2回）
- ・会 場 中央シルバーエリア

② 秋田LL大学園巡回会場の開催（新規）

- 県内9地区で巡回による公開講座として実施する。
- ・開催時期 7月～11月
- ・会 場 大館市、北秋田市、能代市、男鹿市、由利本荘市、大仙市、仙北市、横手市、湯沢市

③ 県内交流学習会（希望者対象）

④ 県外交流学習会（希望者対象）

(2) シニアボランティアの活動促進

① いきいき特派員の活動支援

- ・インターネットのブログを活用してのイベント・講演会等の情報収集活動の推進を図る。
- ・地域においてのイベントや講演会等の情報案内
- ・パソコン操作講習

② ロングライフアドバイザーの活動支援

- 県内9圏域にあるロングライフアドバイザー連絡協議会の運営を支援し、活動の促進を図る。
- ・講演会・研修会の開催支援

③ 秋田シニアネットワークの活動支援

- サラリーマンシニアの地域における活動を支援する。
- ・定期的なイベント（名所旧跡等施設見学、講演会、講習会）の開催
 - ・運営委員会の開催

④ 秋田LL大学園OB会の活動支援

- LL大学園のOB会の活動を支援する。

4. 高齢者の仲間づくり支援事業の実施

(1) 県内高齢者グループ・サークル活動の実態調査の実施

同じ趣味や興味を持つ高齢者が集まって活動しているグループ・サークル活動の情報収集のため県内市町村等への実態調査を行う。

(2) インターネットのホームページによるシニアグループ・サークルの紹介

LL財団ホームページを活用し、県内のシニアグループを紹介する。

(3) 高齢者グループ・サークルの入会案内

家庭に閉じこもりがちな高齢者の社会参加活動の推進を図る。

(4) グループ・サークルの新規結成にかかる情報提供

新しいグループ・サークルを立ち上げようとしている高齢者に対して関連情報の提供を行う。

(5) 生きがい関連団体との情報交換

生きがい関連団体との意見交換を図り、生きがいと健康づくり活動の普及・啓発を図る。

① 地域活動推進者中央研修会等への参加

② サラリーマンシニア連絡協議会への研修参加

V 県高齢者総合相談センター（シルバー110番）の運営事業の実施

予算額 15,293千円

高齢者及び高齢者をかかえる家族の各種の悩みごと、心配ごとの相談に応じその解決の手助けを行うとともに、福祉用具の展示紹介や、高齢者向けの総合的な情報の収集・提供等を行うほか、各種相談機関との連携を強め、高齢者及びその家族等の福祉の増進を図る。

とりわけ、全市町村に設置されている地域包括支援センターが行っている権利擁護業務等を支援するため、昨年度から県より受託した「高齢者権利擁護等推進事業」をよりきめ細かく実施し、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応支援など、相互に連携を図るとともに県民への啓発・普及を図ることとする。

さらに、県内の各種相談機関で構成する、「心のセーフティネット」、「県被害者支援連絡協議会」等との連携を図り、相談に応じることとする。

また、新たに県から財団が受託する「認知症コールセンター」とは、県民が気軽に相談できる相談機関になるよう、高齢者総合相談センターが培ってきたこれまでの相談技術や運営ノウハウを活用しながら連携を図っていく。

介護実習・普及センターとの連携については、住宅改修のモデルルーム、福祉用具の展示・啓発・相談等、その機能を有効に活用するとともに、県民が利用しやすい運営体制を整備し、関係機関との連携についても一層図るものとする。

【事業内容】

1. 各種相談活動の実施

(1) 一般相談及び専門相談の実施

一般相談（くらしの一般相談、保健・介護相談等）については、常時相談に応じるものとし、専門相談（法律、人生、高齢者権利擁護定期相談、福祉用具住宅改修相談）については、引き続き充実・強化を図り、効率化を進める。

- | | |
|---------|---|
| 1) 相談日 | 月曜日から土曜日まで毎日
(但し、日曜日、祝祭日、年末年始はお休み) |
| 2) 開設時間 | 一般相談 午前9時から午後5時まで
専門相談 午後1時から午後4時まで |
| 3) 相談方法 | 電話、来所、文書等 |
| 4) 相談内容 | |
| ①一般相談 | 家族や人間関係、老後の不安、施設入所、在宅福祉サービス、健康・保健・介護、就労等に関する相談
(常勤相談員) |

- ②専門相談 法律、人生、高齢者の権利擁護定期相談、福祉用具・住宅改修等、専門的分野に関する相談
(専門相談員)

5) 専門相談員及び相談日

相 談 分 野	相 談 員	相 談 日
法 律 相 談	弁 護 士	第 2 ・ 第 4 火 曜 日
人 生 相 談	学 識 経 験 者	第 1 水 曜 日
高 齢 者 権 利 擁 護 定 期 相 談	弁 護 士 ・ 社 会 福 祉 士	奇 数 月 第 3 木 曜 日
福 祉 用 具 ・ 住 宅 改 修 相 談	医 療 ・ 福 祉 ・ 建 築 の 専 門 家	随 時

(2) 「シルバー110番なんでも相談」の開催

高齢者の一日総合相談を開設し、悩みごと心配ごとの解決を図るとともに、高齢者総合相談センター利用促進のためのPRも併せて行う。

また、必要に応じて関係専門相談機関と連携し、特別相談を行う。

- ・期 日 平成22年9月14日(火) 13時から16時まで
- ・場 所 中央シルバーエリア

2. 高齢者権利擁護等推進事業の実施(県受託事業)

本事業は、成年後見制度の活用、高齢者虐待、消費者被害等を中心とした権利擁護に関する専門的相談体制を構築し、県内の権利擁護の取り組みを支援することを目的とする。

(1) 定期相談会の開催

成年後見制度の手続き、虐待対応等困難事例への対応等、高齢者の権利擁護に関する専門的な相談を地域包括支援センターや、高齢者本人、その家族等から受け、弁護士、社会福祉士等が対応する。

奇数月(年6回) 第3木曜日(午後1時～4時まで)

(2) 事例検討会の開催

市町村や地域包括支援センター等からの権利侵害、虐待、消費者被害等の困難事例への対応等の事例検討会を開催し、弁護士、社会福祉士等の支援を通じ、事例を通し対応のあり方を学ぶとともに、相互の連携のもとに、今後の地域の相談活動に活かす。

県北、県央、県南の3カ所で開催(開催地の地域包括支援センターと連携)

(3) 研修会の開催

高齢者の権利擁護に関する普及や取り組みの促進を目的とした、先進事例や活動状況の紹介、情報交換等の内容の研修会を開催する。

県央1カ所で開催

3. 各種相談機関との連携強化及び相談員等の研修の実施

(1) 高齢者関係相談機関連絡会議並びに高齢者関係相談員研修会の開催

各地域で高齢者関係相談に係わっている市町村、市町村地域包括支援センター、市町村社協等、県段階の各相談機関等を対象に相談状況や高齢者をめぐる課題・問題点等について意見交換し、併せて関係機関の連携強化を図るため、連絡会議を開催する。

(2) 高齢者虐待対応現任者研修会の開催(新規、県社会福祉士会と共催)

市町村、地域包括支援センター等の担当職員を対象とした、高齢者虐待に関する理解と認識を深め、成年後見制度や相談対応、危機介入とその対応等についての実践的な研修を行う。

日 程 3日間

(3) 各種相談機関との連携

県内の各種相談機関で構成する、「県被害者支援連絡協議会」、「心のセーフティネット」、「法テラス地方協議会」、「高齢消費者安心ネット推進会議」等との連携を図り、県民の抱えている悩みごと、心配ごとの相談に応じる。

4. 各種情報の収集・提供

高齢者向けの各種情報(福祉、保健、医療、就労、生きがい等)の収集については、中央並びに他の情報提供機関とのネットワークをさらに強化し情報収集・提供し、啓発に努める。

また、高齢者の介護や相談に関する資料を作成するなど、随時、市町村・社会福祉協議会・民生委員児童委員・老人クラブ等の関係機関、団体等に対して情報を提供し、介護保険サービスをはじめとした行政施策・諸制度の利用の促進を図る。

5. 高齢者向け住宅改修の促進と福祉機器等の利用の啓発

介護実習・普及センターと連携し、福祉用具展示コーナーとして、住宅改修モデルルームや福祉用具の展示等を行い、機器・用品の紹介、相談も併せて行う。

6. 運営委員会の開催

関係機関・団体等で構成する高齢者総合相談センター運営委員会を開催し、相談事業の適正かつ円滑な運営を図る。(年1回)

VI 認知症コールセンター運営事業の実施(新規、県受託事業)

(予算額再掲 3,478千円)

認知症のご本人やご家族に対しては、認知症の知識や介護技術の面だけではなく、精神面も含めた様々な支援が重要であることから、認知症介護に関わっている方や介護経験者等が電話で相談に応じるコールセンターを設置し、気軽に相談ができる体制を構築することにより、認知症の方等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。

- ① 実施主体 秋田県
- ② 運営主体 財団法人秋田県長寿社会振興財団
- ③ コールセンター開設日 平成22年4月1日(木)
- ④ 相談日・相談時間 月曜日から土曜日 午前9時から午後5時まで
但し、日曜日、祝日、年末年始
(12/29～1/3を除く)
- ⑤ 電話番号 018-829-2275
- ⑥ 相談対象 認知症高齢者ご本人やご家族等の介護者など(相談は無料)
- ⑦ 相談員 認知症の介護経験者と、看護師・介護福祉士・介護支援専門員の資格を有する者で対応。
(なお、看護、介護関係機関との連携を図り、ボランティア相談員の活用も検討予定。)

平成22年度

秋田県高齢者総合相談センター相談日

平成22年 4月 1日

		月	火	水	木	金	土	備 考
くらしの一般相談		○	○	○	○	○	○	午前9時～午後5時
保健・介護相談		○	○	○	○	○	○	
認知症に関する相談		○	○	○	○	○	○	
専 門 相 談	法 律 相 談		○					第2・第4火曜日 午後1時～午後4時
	人 生 相 談			○				第1水曜日 午後1時～午後4時
	高齢者権利擁護 定期相談					○		奇数月 第3木曜日 午後1時～午後4時
	福祉用具・住宅改修 相談 ※自主事業	○	○	○	○	○	○	随時 午後1時～午後4時

※ 認知症コールセンターでは、認知症の介護経験者と、看護師・介護福祉士・介護支援専門員の資格を有する者で対応するほか、看護、介護関係機関との連携を図り、ボランティア相談員の活用も検討予定。

※日曜日、祝祭日、年末年始は休み。

※専門相談の相談時間は午後1時～午後4時までです。事前に予約が必要。

※人生相談は、第1水曜日が祝祭日のときは、翌日を相談日とする。

※高齢者権利擁護定期相談を秋田弁護士会、県社会福祉士会、地域包括支援センター等と連携を図り行う。

※「福祉用具・住宅改修相談」については、建築士、理学療法士、県作業療法士、介護支援専門員、福祉用具専門相談員等の協力を得て自主事業として行う。

Ⅶ 介護実習・普及センター運営事業の実施

予算額 18,121千円

高齢なっても、介護が必要となっても、地域で支えあいながら、住み慣れた場所で安心して暮らし続けられるように、介護の研修や実習等を通じて県民各層に対し、介護予防も含めた介護知識・技術の普及を図り、高齢社会を皆で支えあうという考え方を広く啓発する。

また、福祉用具の展示・相談、研修体制を整備し、在宅生活の基盤整備が適切に進められるよう相談に応じる。介護サービス従事者に対し研修を実施し、福祉用具・住宅改修の普及啓発と知識・技術の習得を図る等、サービスの質の向上と適正なサービス利用を進めるための事業を実施する。

1. 高齢者に関する介護知識・技術等普及促進事業の実施（各種講座の開催）

（1）福祉用具の常設展示

（福祉用具の普及啓発を図るため、講座の開催、相談援助、情報の収集と提供）

（2）高齢者の生活や介護に関する情報の発信

（郷への記事掲載、各種資料等の提供）

（3）一般向け講座・研修・講演等の開催

（介護選択講座、在宅介護の基礎講座、講演会等）

2. 介護保険サービス提供者等を対象にする研修事業の実施

（1）福祉用具に関する研修（2日、1回 40人／回）

（2）住宅改修に関する研修（1日、2回 120人／回）

在宅で暮らす利用者のニーズに適切に対応できるよう、地域包括支援センター、在宅介護支援センター職員、介護支援専門員、福祉用具専門相談員等を対象に、効果的な福祉用具の選定や活用方法及び利用者の生活の質の向上に資する住宅改修等の知識・技術の修得を図る。

（3）サービス提供責任者に対する研修（訪問介護員）（1日、1回60人／回）

在宅サービスの要となる訪問介護のサービス提供責任者を対象に実務研修を行い、円滑な業務の進め方を身に付け、訪問介護の資質向上と適切なサービス提供を図る。

（4）介護、看護に従事する専門職に対する研修（医療系6テーマ）

様々な疾病を有する要介護高齢者ケアの現場に必要な医療の知識をテーマにした研修を実施し、利用者の悪化を防止し、予防や回復の支援に役立てる。

（3日、1回 80人／回）

3. 別途委託・補助事業の実施

(1) 高齢者介護予防推進事業の実施(県委託事業)

○ 介護予防従事者研修

介護予防事業を円滑で効果的に進めるために、市町村、介護予防事業所職員の資質向上を図る。(2日、1回、80人/回)

(2) 福祉・介護分野人材キャリアアップ研修等臨時対策事業の実施(県補助事業)

介護サービスの全体的な質の向上を図るため、職場外訓練の実施が困難な事業所等に従事する者のキャリアアップを支援する

○ 介護技術研修(生活支援技術研修)(1日、3回、45人/回)

介護従事者の腰痛予防を図り、利用者の自立を支援する介護技術を習得する。

○ 訪問介護員スキルアップ研修Ⅰ(1日、1回、130人/回)

適切で効果的な介護サービス提供ができるよう、訪問介護員のスキルアップを図る研修を実施する。

○ 訪問介護員スキルアップ研修Ⅱ(1日、2回、30人/回)

在宅で利用者の口腔機能に合わせた食事が作れるよう、増粘剤の使い方と嚥下について学ぶ。

○ 認知症高齢者介護家族への個別相談等対応研修(2日、1回、80人/回)

認知症者を介護する家族の心身の負担を軽減させ、その人や家族に適したサービスのマネジメント等が行える能力を身につける。

4. 自主事業の実施

(1) 認知症ケアの考え方と技術研修の開催(2日、2回、120人/回)

認知症のケア技術を学び、ケアの質の向上を図る。

(2) 生活支援技術研修(初級編)の開催(2日、1回、45人/回)

重度化した利用者の日常生活行動を確立し、それを支援するために必要な知識と技術を習得する。

5. その他介護実習・普及に関連する事業の実施

(1) 介護実習・普及センター運営委員会の開催

介護実習・普及事業の円滑な実施を図るため、運営委員会を開催する。

(2) 介護機器普及事業運営協議会の開催

VIII 介護支援専門員養成事業の実施

予算額 37,453千円

介護保険制度のキーパーソンとなる介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る事業として、実務研修受講試験を実施するほか、実務研修・現任研修等の研修内容の充実強化を図る。

また、平成18年度に介護支援専門員の登録制度・更新制度の導入に伴い、研修内容の改正とともに、平成22年度は、更新制度導入前の対象者が更新を迎える最後の年となることから、更新の対象者への周知徹底を図るとともに、実務研修や専門研修Ⅰ・Ⅱ、再研修、主任介護支援専門員研修等を引き続き実施し、介護支援専門員の資質向上を図る。

1. 介護支援専門員実務研修受講試験の実施（県指定実施機関、自主事業）

介護支援専門員の業務に関する演習等を主体とする実務研修を受講するに際し、事前に、介護支援専門員の業務に関する専門的知識や技能等を有していることを確認するために試験を行う。

- ・実施期日 平成22年10月24日（日）
- ・会場 秋田市及び近郊の大学、研修施設等
- ・受験申込者数 2,000人(予定)

2. 介護支援専門員実務研修、現任研修（基礎研修・専門Ⅰ・Ⅱ研修）等の実施

（一部補助事業）

（1） 介護支援専門員実務研修の実施（県指定実施機関、自主事業）

介護支援専門員実務研修受講試験の合格者に対して、介護保険制度の適切かつ円滑な運営に資するため、必要な知識、技能を有する介護支援専門員を養成する。

- ・期間 平成23年1月～平成23年3月まで
- ・実施場所 秋田市で開催(前期3日間、後期4日間を3組で実施)
- ・実施方法 前期・後期合わせて概ね45Hの受講時間
- ・受講予定者数 380人（受講者数により研修組数を決定）

（2） 介護支援専門員現任研修等の実施（補助事業）

介護保険制度の円滑な運営に必要な知識、技術の習得など、介護支援専門員の経験年数別に、その資質の向上のための研修等を実施する。

① 実務従事者基礎研修の実施（県指定実施機関）

現行の介護支援専門員実務研修を修了し、実務に就いた後、1年未満の方を対象。原則として対象者全員が受講することとする。（4日間×2組、28H）

② 専門研修課程の実施（県指定実施機関）

- 1) 実務に就いた後6ヶ月以上の方を対象とした「専門研修課程Ⅰ」を実施する。
(6日間×2組、33H)
- 2) 実務に就いた後3年以上の方を対象とした「専門研修課程Ⅱ」を実施する。
(3日間×2組、20H)

3. 主任介護支援専門員研修の実施(県受託事業)

介護保険制度の改正により、地域包括ケアの中核的役割、ケアマネジャーへの支援困難事例の支援、日常的な支援、職場内において、ケアマネジャーに対し適切なスーパーバイズの実施を行う役割を担う人材として、主任介護支援専門員が創設された。この地域包括支援センター、居宅介護支援事業所に配置される主任介護支援専門員を養成する。研修受講対象は、実働経験5年以上の者を対象とする。

内容は、スーパーバイズ、対人援助技術、地域資源の活用等についての研修を予定している。(10日間、66H、80人)

4. 介護支援専門員更新研修の実施(県指定実施機関、自主事業)

介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課することにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員としての必要な知識及び技術の向上を図り専門職としての能力の保持・向上を図る。

介護支援専門員証の有効期限が1年以内に満了する者で次のいずれかに該当する者について、更新研修を実施する。

(1) 介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者

介護支援専門員実務研修相当の研修を受講することとする。

(前期3日間、後期4日間の2組で実施予定、概ね45H)

(2) 介護支援専門員として実務に従事している者又は、従事していた経験を有する者

介護支援専門員専門研修Ⅰ及び専門研修Ⅱ相当の研修を受講することとする。

専門研修課程Ⅰ相当	6日間×2組、33H
専門研修課程Ⅱ相当	3日間×3組、20H、合計 53H

5. 介護支援専門員再研修の実施(県受託事業)

介護支援専門員として実務についていない者、又は実務から離れている者が実務に就く際、介護支援専門員としての必要な知識、技能の習得を図る。

登録後5年以上実務に従事したことがない者又は、実務経験はあるが、その後5年以上実務に従事していない者で、今後新たに員証の交付を受けようとする者について、再研修を実施する。

介護支援専門員実務研修相当の研修を受講することとする。

(前期3日間、後期4日間の2組で実施予定、概ね45H)

6. 主任介護支援専門員フォローアップ研修の実施(自主事業)

主任介護支援専門員研修を修了した方を対象に、計画的に資質向上のための研修を実施する。(100人×2回)

Ⅸ 介護サービス情報の公表事業の実施

予算額 51,771千円

1. 指定介護サービス情報公表センターの運営(指定による自主事業)

平成18年4月から施行された、「介護サービス情報の公表」制度は、介護サービスの利用者が介護サービス事業所を適切に選択できるようにするため、基本情報及び指定調査機関が行った調査情報を「秋田県介護サービス情報公表システム」を通じ公表するものである。当財団は、県から「介護サービス情報公表センター」の指定を受けており、制度が円滑かつ適正に施行されるよう運営の充実を図る。

(1) 情報の公表を行う介護サービスの種類

情報の公表対象サービスは、平成18年度には、基本サービスの9サービス、19年度は、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護療養型医療施設の3サービスが追加され12サービスに、20年度には、12サービスと同類型の介護予防サービス、地域密着型サービスの一部を追加し、13類型35サービス、21年度からは、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等のサービスが新たに追加され、公表の対象となった50サービスについて全て施行されることになり、報告・調査・公表が実施されている。

22年度も前年度と同様の対象サービスとなるが、利用者等に活用される制度として定着されるよう、利用者や介護支援専門員等への普及啓発に努める。

○介護サービス情報公表対象介護保険事業所予定数 1,476ヶ所

(2) 介護サービス情報の内容

- ・基本情報（職員体制、利用料金等の基本的な事実情報）
- ・調査情報（介護サービスに関するマニュアルの有無、サービス提供内容の記録管理の有無等の事業所が報告した内容について、調査機関から調査員が訪問し、事実確認の調査を行うもの）

(3) 報告・調査・公表事務に関する計画の策定

(4) 事業者による報告

(5) 報告の受理

(6) 調査実務の実施

(7) 情報の公表

（公表システムによる公表、要望に応じて紙媒体による情報提供、閲覧等）

(8) 苦情等の対応

- ・苦情対応窓口等の公表
- ・苦情等の対応

2. 「介護サービス情報の公表」制度施行支援事業の受託

(予算額再掲 540千円)

(1) 事業の目的

「介護サービス情報の公表」制度が円滑かつ適正に施行されるよう調査員の養成並びに制度のPRを実施する。

(2) 事業実施内容

① 調査員の養成

調査員を養成するため、調査員養成研修を実施する。

② 制度のPRその他の実施

「介護サービス情報の公表」の円滑な施行を図るため、市町村、介護サービス事業者、利用者・利用者家族向けに、啓発用パンフレットを作成し、公表制度のPRを図る。

X シルバーサービスの振興事業の実施(自主事業)

予算額 1,126千円

介護保険制度の創設以降、介護需要の増大と、介護サービス供給量の拡大に伴い、規制緩和に伴う参入事業者の多様化や、消費者の価値観の変化に対応した取り組みが必要となっている。

また今後は、さらなる高齢者のニーズの多様化が予想されており、公的サービスのみならず、通常の市場として相対契約の下で提供されるサービスとを選択、契約し、利用していくことになる。

このようにシルバーサービスの振興は、高齢者をとりまく環境の変化と、今後の市場動向を踏まえ、新たなステージを迎えつつある。このような中で、次の取り組みを展開し、明るい長寿社会づくりの啓発、シルバーサービスの振興を図る。

1. 介護保険セミナー、生きがいセミナー等の開催

引き続き賛助会員制の普及啓発を図るとともに、介護保険セミナー、生きがいセミナー等を開催し、明るい長寿社会づくりの啓発、シルバーサービスの振興を図る。

- ・介護保険セミナー・生きがいセミナー 年3回開催

2. シルバーサービス展の開催

シルバーサービス展等を開催し、シルバーサービスに関する啓発普及を図る。

- ・平成22年11月開催予定(福祉・文化の集いと合同開催)